

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月30日から同年4月1日まで
昭和36年3月にC社（現在は、D社）から、系列会社のA社に出向し、41年1月に退社するまでの間、継続して勤務した。
国（厚生労働省）の記録によると、昭和38年3月30日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、C社及びA社の事務担当者だった同僚は、申立人については、昭和35年にC社に入社し、41年1月に退職するまでの間、継続して勤務しており、申立期間当時、会社が意図的に喪失日を月末にするなどの取扱いを行っていたことはない旨の供述を行っている。

また、オンライン記録によると、A社に係る厚生年金保険の全被保険者72人（申立人を除く。）のうち、申立人と同じく同社に係る被保険者資格喪失後、C社に係る被保険者資格を取得している者は45人おり、そのうち44人が1日付けで、A社に係る被保険者資格を喪失し、同時にC社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる（残りの1人は、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失及び取得となっている。）

さらに、申立人は、「申立期間においてA社からC社に異動したという認識は無かった。」と供述しているところ、複数の同僚は、「A社は、C社のE部門が独立して設立されたものであるが、両社間を異動したという認識は無く、社

名が変わったという認識だった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで

私が勤めていたA事業所（現在は、B社）のC企業年金基金が、私の標準報酬月額に係る厚生年金基金の記録と国（厚生労働省）の記録との突合調査を行ったところ、昭和 61 年 11 月の随時改定から 62 年 10 月の定時決定までの期間の標準報酬月額が、基金では 32 万円となっているが、国の記録は 28 万円となっていることが判明した旨の通知を受けた。

昭和 61 年 11 月の随時改定において、標準報酬月額が 28 万円から 32 万円に改定されているにもかかわらず、国の記録では改定されていないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係るA事業所の標準報酬月額は、28 万円と記録されている。

しかしながら、申立人の申立期間に係るA事業所の標準報酬月額は、C企業年金基金の加入員台帳及びD健康保険組合の被保険者被扶養者資格台帳簿では、いずれも 32 万円と記録されていることが確認できる。

また、申立期間当時の標準報酬月額随時改定に係る届出書（標準報酬月額変更届）は、A事業所から、社会保険事務所、C企業年金基金及びD健康保険組合に提出されるところ、同企業年金基金及び同健康保険組合は、同事業所では、被保険者標準報酬月額に係る届出において複写式の届出書を使用していたと回答しており、B社も、複写式の届出書を使用していた模様であると回答している。

このことから、オンライン記録とC企業年金基金及びD健康保険組合との記録が相違することは不自然であり、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額

の随時改定に係る届出を社会保険事務所に行ったものの、同事務所において事務処理誤りがあった可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（32 万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月29日

平成19年12月に、A事業所から賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されているのに、国（厚生労働省）の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、事業所が保管する申立人に係る平成19年分の所得税源泉徴収簿及び事業主の供述から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月29日

平成19年12月に、A事業所から賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されているのに、国（厚生労働省）の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、事業所が保管する申立人に係る平成19年分の所得税源泉徴収簿及び事業主の供述から、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された標準賞与額（36万7,000円）より低い標準賞与額（36万円）に見合う厚生年金保険料（2万6,992円）を事業主により賞与から控除されたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人に係る平成19年分の所得税源泉徴収簿及び事業主の供述から確認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月29日

平成19年12月に、A事業所から賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されているのに、国（厚生労働省）の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、事業所が保管する申立人に係る平成19年分の所得税源泉徴収簿及び事業主の供述から、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された標準賞与額（29万1,000円）より低い標準賞与額（28万円）に見合う厚生年金保険料（2万994円）を事業主により賞与から控除されたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人に係る平成19年分の所得税源泉徴収簿及び事業主の供述から確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀国民年金 事案 513

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から62年3月まで

昭和59年3月頃、A市の職員が自宅に来て国民年金に加入するよう勧められたので夫婦共に国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、毎月、市の職員が集金に来ており、保険料額は2万数千円（二人分）だったと思うが記憶は確かではない。

申立期間のうち、昭和61年7月から62年3月までは免除期間となっているが、免除申請書を提出した記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを覚えているのに、年金記録では未納期間及び免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入してから、毎月、A市職員が夫婦二人分の国民年金保険料2万数千円を自宅に徴収に来ていたと供述しているが、同市役所に確認したところ、申立期間当時、市職員の自宅訪問による国民年金保険料の徴収が行われていた事実は無く、納付したとする夫婦二人分の保険料額は当時の国民年金保険料額と相違している。

また、申立人には、申立期間以外に国民年金未加入期間及び国民年金未納期間が散見される上、A市の申立人夫婦に係る被保険者名簿には、それぞれ昭和60年2月27日に電話による国民年金保険料の納付勧奨を同市が行ったことを示す記録が確認できる。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 514

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年11月まで
平成元年3月に会社を退職したが、国民年金に加入していなかった。
平成2年12月に母がA町役場で私の国民年金の加入手続を行い、その際、過去の分の国民年金保険料を遡って納付するよう言われ、役場の窓口で一括納付した。
国民年金保険料は、十数万円であったと母から聞いており、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号の直前の被保険者の加入年月日及び保険料納付記録から、平成3年7月にB市で払い出されたことが確認できる上、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間については、C市に転居した後の平成7年2月16日に国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加されており、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であったため納付書は発行されず国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年12月まで
私が20歳の頃、母がA市役所で国民年金の加入手続を行った。
国民年金保険料は、毎月、送付されてきた納付書により、母が金融機関の窓口で納付していた。
申立期間について、国民年金の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿における申立人の同記号番号の直前の被保険者の加入年月日により、昭和60年7月に払い出されていることが推認でき、同記号番号払出時点において、申立期間は過年度納付が可能な期間であるが、A市の被保険者名簿によると国民年金の未納期間とされている上、同被保険者名簿によると、申立期間直後の60年1月から同年8月までの国民年金保険料は62年2月から同年9月までの間、毎月、過年度納付されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致していることを踏まえると、申立期間の保険料について、毎月、上記と同様に送付されてきた納付書により申立人の母が納付していた場合、A市の被保険者名簿及びオンライン記録に申立期間に係る国民年金保険料の収納状況が全く記録されないとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 516

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から62年3月まで
昭和59年3月頃、A市の職員が自宅に来て国民年金に加入するよう勧められたので夫婦共に国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、毎月、市の職員が集金に来ており、保険料額は2万数千円（二人分）と思うが記憶は確かではない。

申立期間のうち、昭和61年7月から62年3月までは免除期間となっているが、免除申請書を提出した記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを覚えているのに、年金記録では未納期間及び免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、国民年金に加入してから、毎月、A市職員が夫婦二人分の国民年金保険料2万数千円を自宅に徴収に来ていたと供述しているが、同市役所に確認したところ、申立期間当時、市職員の自宅訪問による国民年金保険料の徴収が行われていた事実は無く、納付したとする夫婦二人分の保険料額は当時の国民年金保険料額と相違している。

また、申立人には、申立期間以外に国民年金未加入期間及び国民年金未納期間が散見される上、A市の申立人夫婦に係る被保険者名簿には、それぞれ昭和60年2月27日に電話による国民年金保険料の納付勧奨を申立人の夫に対して同市が行ったことを示す記録が確認できる。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 517

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から61年3月まで
昭和45年5月に国民年金に加入し、49年2月にA事業所に勤務するまで国民年金保険料を納付していた。

その後、同社を昭和52年12月に退職したが、夫が54年3月に会社を退職したことを契機にB町（現在は、C町）役場で同年4月に夫婦一緒に国民年金に加入する手続きを行った。

国民年金保険料は夫が平成元年に厚生年金保険の被保険者となるまで、夫婦二人分の保険料を役場の窓口で納付していた。

申立期間は、夫の分は納付期間とされ、自分の分は未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和54年3月に会社を退職し、国民年金に加入するのに合わせ、B町役場で同年4月に国民年金に加入したと申し立てているが、申立人の申立期間に係る国民年金の加入記録は、61年10月1日にオンライン記録への入力が行われ国民年金の資格記録が追加されており、その結果、国民年金被保険者資格の未加入期間であったものが未納期間とされたものであり、その時点では、申立期間のうち、54年4月から59年6月までの期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間である。

また、上記の資格記録が追加された時点（昭和61年10月）において、59年7月から61年3月までの期間は過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと申し立てており、過年度納付をうかがわせる供述は得られず、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は84か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほ

かに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 518

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から53年3月まで
昭和48年頃、20歳の時に父が加入手続を行い、国民年金に加入した。
国民年金保険料は昭和53年4月に結婚してA県に転出するまでは父が納付していた。

保険料を納付していた父は既に死亡しており、確認することはできないが、父から申立期間の国民年金保険料は納付したことをはっきり聞いたことがあるので、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号の前後の任意加入者の加入記録により、昭和53年4月頃に申立人の元夫と連番で払い出されていることが推認でき、申立期間のうち、48年9月から50年12月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付できない上、申立期間のうち、51年1月から53年3月までの期間については、過年度納付が可能な期間であるが、申立人から過年度納付をうかがわせる供述は得られず、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は55か月と長期間である上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父は既に死亡しているため、申立期間の国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人と連番の国民年金手帳記号番号で国民年金に加入していた申立人の元夫についても、申立人と同じく申立期間直後の昭和53年4月以降の国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料は未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の事業所名称に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 8 月まで

昭和 43 年 3 月に A 社に就職し、同社を退職したのは夏だったが、国（厚生労働省）の記録によると、昭和 43 年 3 月 21 日に B 事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に同資格を喪失したことになる。B 事業所で勤務したことはなく、また、勤務期間は 2 か月以上であったため、事業所名称及び被保険者期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、閉鎖登記簿謄本によると、申立期間①当時、申立人が主張する所在地に A 社が存在していたことが確認できる上、申立人が卒業した C 学校（現在は、D 学校）も、「申立人は、卒業後、A 社に就職した。」と回答しており、さらに、申立人と同時期に同校を卒業し、申立人と同じく昭和 43 年 3 月中に B 事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「卒業後、A 社に就職した。」と回答している。

しかし、日本年金機構が保管する適用事業所記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人が主張する事業所所在地に A 社という名称の厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、オンライン記録において昭和 36 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった B 事業所は、43 年 11 月 11 日に E 社に事業所名称が変更されているところ、同社に係る閉鎖登記簿謄本によると、37 年 6 月に F 社として設立登記がなされ、同年 8 月 20 日に G 社、39 年 4 月 29 日に A 社へ事業所名称が変更された後、43 年 11 月 5 日に E 社に事業所名称が変更されていることが

確認できることから、E社は、A社及びB事業所の承継事業所であることが確認できる。

さらに、A社に係る同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の事業所記号記載欄には、B事業所を示す記号、E社を示す記号、H社及びI社（オンライン記録によると昭和36年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となったB事業所は、44年3月21日にH社、46年3月21日にI社に名称を変更）を示す記号が記載されていることが確認できるが、これら以外に他の事業所名称を示す記号の記載は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、A社は、B事業所の承継事業所であると認められるが、承継した時点において社会保険事務所（当時）に対して、事業所名称変更に係る届出が行われていなかったと考えるのが自然であることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の事業所名称に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間②については、複数の同僚から、申立人が昭和43年6月から同年8月頃までA社で勤務していた旨の供述があり、期間の特定はできないものの、申立期間②の一部について申立人が申立てに係る事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和43年3月21日にI社（オンライン記録において昭和36年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となったB事業所が、49年10月1日適用事業所でなくなった時の事業所名称）の雇用保険被保険者資格を取得し、43年4月30日に同社を離職していることが確認でき、当該期間は、申立人のB事業所に係る厚生年金保険被保険者期間と一致する。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和43年3月21日付けで同社に係る被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失したとする記録があり、当該資格喪失届が同年5月16日に提出されたことを示す記載があることが確認でき、これ以外に申立人が同社に係る被保険者資格を取得したことを示す記載は見当たらない上、申立期間②において整理番号に欠番は無い。

さらに、A社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は残っていない上、申立人も給与明細書等を所持しておらず、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月 26 日から 59 年 3 月 24 日まで
② 昭和 60 年 11 月 1 日から 61 年 3 月 24 日まで

申立期間①及び②において、A事業所のB支部にC職種として勤務した。年金事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、申立期間の加入記録が見当たらないとの回答であった。申立期間前後に勤務した同事業所のD支部及びE支部に係る記録はあるのに、B支部に勤務した期間の記録が無いことに納得がいかない。

当時の辞令書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所を管轄するF事業所が提出した在職証明書、人事記録及び申立人が所持する辞令書により、申立人が申立期間①及び②において、A事業所のB支部にC職種として勤務したことが確認できる。

しかしながら、申立期間①及び②当時のB支部の事務責任者は、C職種の厚生年金保険の加入は強制ではなく、事業所によって厚生年金保険の加入がまちまちであり、勤務期間が短期間だったのでほとんどの者を厚生年金保険には加入させていなかったと思う旨の供述をしている。

また、申立期間①において、申立人が記憶しているC職種の同僚は、オンライン記録によると、B支部に勤務した期間の厚生年金保険の記録は無く、また、申立期間②の一部において、申立人と同支部でC職種であった別の同僚は、オンライン記録によると、同支部に勤務した期間の厚生年金保険の記録は無い上、昭和 58 年 4 月 1 日付けで国民年金に加入し、60 年 4 月から 63 年 10 月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②において、A事業所に係る健康保険厚生年金保険

被保険者原票に申立人の氏名の記載は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

加えて、F事業所及びA事業所並びにB支部は、申立期間①及び②当時の賃金台帳を保管しておらず、また、申立人も給与明細書等を所持していないため、当該期間に係る厚生金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 6 日から同年 12 月 19 日まで
昭和 47 年 9 月 6 日にA社（現在は、B社。申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所名称はC事業所）に入社し、平成 16 年 3 月末まで継続して勤務した。
国（厚生労働省）の記録によると、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人は、昭和 47 年 9 月 6 日に入社した。」と回答しており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社が保管する健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日が記録されている名簿によると、申立人の健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日は「47. 12. 19」と記載されていることが確認でき、これはオンライン記録における申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致する。

また、B社は、申立人の入社日については、昭和 47 年 9 月 6 日であるが、試用期間を経た同年 12 月 19 日付けで厚生年金保険に加入させており、申立期間において申立人の厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出を行っていない旨の回答をしている。

さらに、申立期間及びその前後にA社に入社した複数の同僚の供述によると、申立期間当時、同社は、社員全員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 47 年 12 月 19 日付けでB社に係る雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同年

12月19日付けで同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これ以前に申立人が申立期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを示す記載は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。